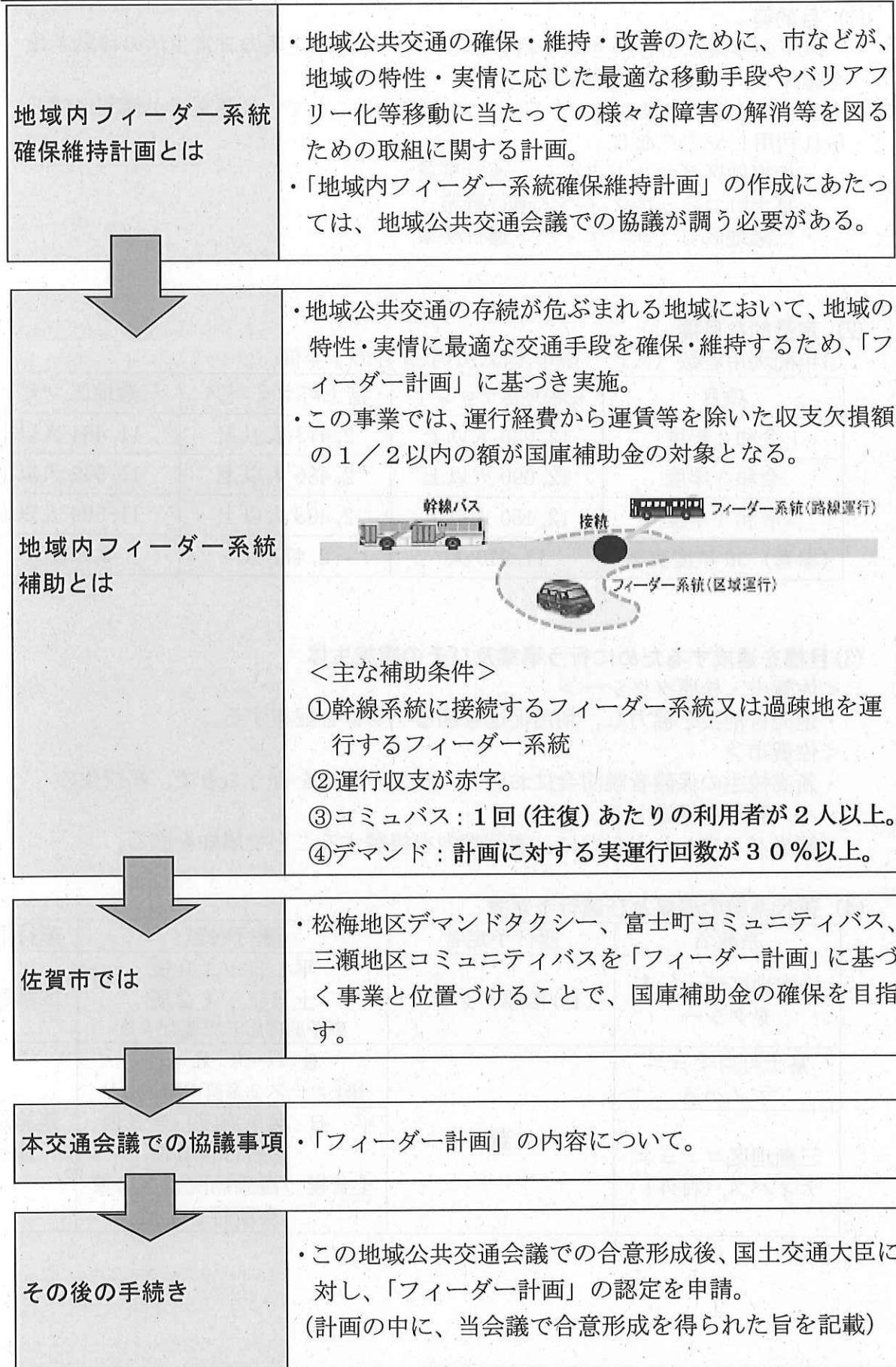


## ■地域内フィーダー系統確保維持計画の認定申請について

### 1 認定申請の流れ



## 2 「地域内フィーダー系統確保維持計画」の概要について (今回申請する内容)

### (1) 目的等

以下の事業に引き続き取り組むことにより、地域住民の日常生活の移動手段を確保し、利便性の向上を図る。

また、幹線・支線のネットワークが連携することで、公共交通が便利に感じられ利用しやすくなる。

- ・松梅地区デマンドタクシー運行事業
- ・富士町コミュニティバス運行事業
- ・三瀬地区コミュニティバス運行事業

### (2) 定量的な目標

○年間利用者数(人) ※年度は10月-9月の1年間

項目	松梅地区デマンド	富士町コミバス	三瀬地区コミバス
令和2年度	12,030人以上	2,473人以上	11,484人以上
令和3年度	12,090人以上	2,486人以上	11,542人以上
令和4年度	12,150人以上	2,498人以上	11,599人以上
(参考) 30年度実績	11,910人	2,471人	9,836人

### (3) 目標を達成するために行う事業及びその実施主体

<佐賀市・松原タクシー>

- ・地元自治会と協力し、利用促進を図るチラシを配布する。

<佐賀市>

- ・新高校生の保護者説明会において、バスの案内を行うことで、高校生のバス利用を促進する。
- ・観光パンフレットなどに、運行案内を掲載することで周知を図る。

### (4) 運行系統の概要及び運行予定者

系統名	運行予定者	運行内容	運行形態
松梅地区デマンドタクシー	(有)松原タクシー	平日: 16便 土日祝: 12便 ※予約に応じて運行する	区域運行
富士町コミュニティバス	佐賀市	8コース月4便 ※1コース2系統の路線あり	路線定期運行
三瀬地区コミュニティバス(村外)		平日: 温泉病院行き3便、 支所行き5便 土日祝: 温泉病院行き2便 支所行き1便	

### (5) 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた欠損額を、佐賀市が負担している。

(参考) 平成30年4月～平成31年3月実績

(単位：千円)

路線	運行者	運行経費	内訳		
			運行 収入	国庫補助	市負担
松梅地区デマンドタクシー	松原タクシー	9,373	2,227	2,699	4,447
富士町コミュニティバス	佐賀市	2,963	248	1,211	1,504
三瀬地区コミュニティバス		10,946	1,080	3,528	6,338

### (6) 利用者等の意見の反映について

- ・大和町松梅地区及び三瀬村だけでなく、富士町でも新しく当該地区的各種代表をメンバーとする検討会議等を設置し、住民アンケートや乗込調査を実施しながら意見集約を図り、運行内容の見直し等を行ってきた。
- ・今後も、利用実績調査やアンケート調査を行いながら、意見の反映に努める。

様式第1-6(日本工業規格A列4番)

令和元年6月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 佐賀市地域公共交通会議  
住 所 佐賀県佐賀市栄町1番1号  
代表者氏名 会長 白井 誠

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※ 本申請に、別添の記載すべき事項を全て記載した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

# 生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和元年6月28日

(名称) 佐賀市地域公共交通会議

## 生活交通確保維持改善計画の名称

佐賀市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）

- 〔(1) 大和町松梅地区デマンドタクシー運行事業〕
- 〔(2) 富士町コミュニティバス運行事業〕
- 〔(3) 三瀬地区コミュニティバス運行事業〕

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市は、JR佐賀駅や隣接する佐賀駅バスセンターを始め、九州横断自動車道佐賀大和IC、九州佐賀国際空港が立地しており、県庁所在都市として、一定水準以上の公共交通機関が運営・維持されている。その中でも、地域公共交通の中心的役割を担っている「バス」については、交通事業者（4社）が運行している放射線状の路線バスネットワークが形成されている。

しかしながら、車社会の進展とともに、都市機能が中心市街地から郊外分散し、日常的な移動手段としては、多くの市民が車を中心的な移動手段として利用している。また、人口減少、少子・高齢化等の要因から、公共交通の利用者は近年減少傾向にあり、収支の悪化や行政負担の増大等によって生活交通の維持・確保が厳しさを増している。

そこで、本市では、将来にわたって本市の公共交通を持続可能なものとしていくための基本指針である「佐賀市公共交通ビジョン」を平成23年度に策定し、「①利便性・効率性の高い公共交通ネットワークの構築」、「②地域特性に応じた多様な公共交通の実現」、「③協働と連携による公共交通施策の推進」を3つの柱として、取り組みを進めている。

このうち「②地域特性に応じた多様な公共交通の実現」については、まずは、過疎化、高齢化が進む市北部地域を優先的に取り組むこととしている。当該地区的民間路線バスの欠損補助を実施しながらその維持を図る一方で、大和町松梅地区の「デマンドタクシー運行事業（一般乗合旅客自動車運送）」、富士町の「コミュニティバス運行事業（市町村運営有償運送）」、三瀬地区の「コミュニティバス運行事業（市町村運営有償運送）」に取り組むことで、地域住民の日常生活の移動手段を確保するとともに、利便性の向上を図っている。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

#### □大和町(松梅地区) デマンドタクシー運行事業

下表のとおり、年間利用者数の増加を目指す。

年 度	目 標
	年間利用者数
令和2年度	12,030人以上
令和3年度	12,090人以上
令和4年度	12,150人以上

#### □富士町コミュニティバス運行事業

下表のとおり、年間利用者数の増加を目指す。

年 度	目 標
	年間利用者数
令和2年度	2,473人以上
令和3年度	2,486人以上
令和4年度	2,498人以上

#### □三瀬地区コミュニティバス運行事業

下表のとおり、年間利用者数の増加を目指す。

年 度	目 標
	年間利用者数
令和2年度	11,484人以上
令和3年度	11,542人以上
令和4年度	11,599人以上

### (2) 事業の効果

「大和町(松梅地区) デマンドタクシー」、「富士町コミュニティバス」、「三瀬地区コミュニティバス」の運行を維持・確保することにより、車を運転できない高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、公共交通の利便性が向上し、利用しやすくなる。

## 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・地元自治会と協力し、利用促進を図るチラシを配布または回覧する。  
(佐賀市、松原タクシー)
- ・新高校生を対象とした集会において、バスの案内を行うことで、高校生のバス利用を促進する。(佐賀市)
- ・市報や観光パンフレットなどに、運行案内を掲載することで周知を図る。(佐賀市)

## 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

## 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

(有)松原タクシーが運行する松梅地区デマンドタクシーについては、運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた金額を、佐賀市が補助することで負担している。  
佐賀市が運行する路線については、運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた金額を佐賀市の一般会計にて負担している。

## 6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

(1) 大和町（松梅地区）デマンドタクシー運行事業

有限会社松原タクシー

(2) 富士町コミュニティバス運行事業

佐賀市

(3) 三瀬地区コミュニティバス運行事業

佐賀市

## 7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし

## 8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

## 9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

## 10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

## 11. 外客来訪促進計画との整合性

【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。

13. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

かつて使用していたバスの車齢は16年を経過し、走行距離も18万kmを超過する等、バスの老朽化が進んでいたため、平成29年度に新車を購入した。

新車購入以降、故障もなく修繕料も抑制した運行ができている。令和2年度についても、引き続き新車を使用することで、快適性の向上及び効率的な運行を図る。

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

平成29年度に購入した新車を引き続き使用し、快適性の向上及び利用促進を図ることで、平成30年度に2,471人だった乗客数を令和4年度に2,498人まで増やすことを目指す。

(2) 事業の効果

平成29年度に購入した新車を引き続き使用し、富士町コミュニティバスの安全・安定な運行を行うことで、過疎地域である富士町住民の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保され、高齢者等の外出支援及び地域活性化につながる。また、当該コミュニティバスは、地域間幹線である昭和バス路線と接続していることから、効率的な運行体系が実現できる。

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を添付。

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成 24 年 7 月 18 日(平成 24 年度 第 2 回佐賀市地域公共交通会議)  
→大和町松梅地区のデマンドタクシーの運行計画について合意
- ・平成 24 年 11 月 27 日(平成 24 年度 第 3 回佐賀市地域公共交通会議)  
→大和町松梅地区のデマンドタクシーの運行状況の確認及び予備車登録について合意
- ・平成 25 年 3 月 15 日(平成 24 年度 第 4 回佐賀市地域公共交通会議)  
→大和町松梅地区のデマンドタクシーの予約締切時間の変更について合意
- ・平成 26 年 1 月 27 日(平成 25 年度 第 1 回佐賀市地域公共交通会議)  
→大和町松梅地区のデマンドタクシーの運賃割引制度の変更について合意
- ・平成 26 年 6 月 20 日(平成 26 年度 第 1 回佐賀市地域公共交通会議)  
→地域内フィーダー系統確保維持計画について合意
- ・平成 27 年 6 月 16 日(平成 27 年度 第 1 回佐賀市地域公共交通会議)  
→地域内フィーダー系統確保維持計画について合意
- ・平成 28 年 6 月 29 日(平成 28 年度 第 1 回佐賀市地域公共交通会議)  
→地域内フィーダー系統確保維持計画について合意
- ・平成 29 年 12 月 21 日(平成 28 年度 第 2 回佐賀市地域公共交通会議)  
→地域内フィーダー系統確保維持計画について合意
- ・平成 29 年 8 月 4 日(平成 29 年度第 1 回佐賀市地域公共交通会議)  
→地域内フィーダー系統確保維持計画について合意
- ・平成 30 年 5 月 21 日(平成 30 年度第 1 回佐賀市地域公共交通会議)  
→地域内フィーダー系統確保維持計画について合意
- ・令和元年 6 月 27 日(令和元年度第 1 回佐賀市地域公共交通会議)

18. 利用者等の意見の反映状況

佐賀市地域公共交通会議（法定協議会）の構成員に、住民または利用者の代表として、「自治会」、「民生委員・児童委員」、「老人クラブ」、「PTA」等の各種団体の代表者が含まれており、意見を反映して本計画を作成している。

当該地区の各種代表をメンバーとする検討会議等を設置し、住民アンケートや乗込調査等を実施しながら意見集約を図り、運行内容の見直し等を行ってきた。

今後とも、利用実績調査やアンケート調査を行いながら、意見の反映に努める。

## 19. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	佐賀県（地域交流部さが創生推進課）
関係市区町村	佐賀市（企画調整部企画政策課）
交通事業者・交通施設管理者等	佐賀市交通局、西鉄バス佐賀株式会社、昭和自動車株式会社、祐徳自動車株式会社、株式会社佐賀タクシー、一般社団法人佐賀県バス・タクシ一協会、佐賀土木事務所、佐賀北警察署、佐賀南警察署
地方運輸局	九州運輸局佐賀運輸支局
その他協議会が必要と認める者	佐賀市交通局運転士、佐賀市自治会協議会、佐賀市民生委員児童委員協議会、佐賀市老人クラブ連合会、佐賀市P T A協議会、国立大学法人佐賀大学教授、社会福祉法人佐賀市社会福祉協議会

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 佐賀県佐賀市栄町1番1号  
(所 属) 企画調整部企画政策課  
(氏 名) 小林 茂子、江口 卓真  
(電 話) 0952-40-7038  
(e-mail) kikakuseisaku@city.saga.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.についてには、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります。）

外客來訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内ファイダーシステム)

2020年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			地域内ファイダーシステムの基準適合 (別表7及び別表9)				
			起点	経由地	終点	運行態様の別	基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保策	基準二で該当する要件 (別表7のみ)	
佐賀市	佐賀市	(1) 松梅地区 デマンドタクシー	大和町及び富士町の一部			366日 3349.0回	区域	① 補助対象地域間幹線系統である佐賀市営バスの尼寺・金立線と尼寺バス停にて接続	③	
佐賀市	佐賀市	(2) 杉山線	杉山バス停 入口	広沢	フオレスタ ふじ	往 6.5km 復 6.5km	24日 24.0回	路線定期 ②(1) バス停にて接続	昭和自動車㈱の古湯・北山線とフォレスタふじ前 バス停にて接続	③
佐賀市	佐賀市	(3) 上無津呂線	上浦	宇土	フオレスタ ふじ	往 14.1km 復 14.1km	24日 24.0回	路線定期 ②(1) バス停にて接続	昭和自動車㈱の古湯・北山線とフォレスタふじ前 バス停にて接続	③
佐賀市	佐賀市	(4) 麻那古線	西谷	大野 田地	フオレスタ ふじ	往 11.5km 復 11.5km	24日 24.0回	路線定期 ②(1) バス停にて接続	昭和自動車㈱の古湯・北山線とフォレスタふじ前 バス停にて接続	③
佐賀市	佐賀市	(5) 大串線	松野 入口	反野	フオレスタ ふじ	往 11.9km 復 11.9km	23日 23.0回	路線定期 ②(1) バス停にて接続	昭和自動車㈱の古湯・北山線とフォレスタふじ前 バス停にて接続	③
佐賀市	佐賀市	(6) 菖蒲AM線	下菖蒲	高野岳	フオレスタ ふじ	往 18.5km 復 0.0km	22日 11.0回	路線定期 ②(1) バス停にて接続	昭和自動車㈱の古湯・北山線とフォレスタふじ前 バス停にて接続	③
佐賀市	佐賀市	(7) 菖蒲PM線	フオレスタ ふじ	高野岳	鮎の瀬	往 20.7km 復 0.0km	22日 11.0回	路線定期 ②(1) バス停にて接続	昭和自動車㈱の古湯・北山線とフォレスタふじ前 バス停にて接続	③
佐賀市	佐賀市	(8) 新村開拓線	新村 開拓	下古場	フオレスタ ふじ	往 18.0km 復 18.0km	24日 24.0回	路線定期 ②(1) バス停にて接続	昭和自動車㈱の古湯・北山線とフォレスタふじ前 バス停にて接続	③
佐賀市	佐賀市	(9) 小川内線	小川内	内野	フオレスタ ふじ	往 8.8km 復 8.8km	24日 24.0回	路線定期 ②(1) バス停にて接続	昭和自動車㈱の古湯・北山線とフォレスタふじ前 バス停にて接続	③
佐賀市	佐賀市	(10) 市川線	天山 臺山口	袖木	フオレスタ ふじ	往 14.3km 復 14.3km	24日 24.0回	路線定期 ②(1) バス停にて接続	昭和自動車㈱の古湯・北山線とフォレスタふじ前 バス停にて接続	③

(注)

- 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小敷点第1位(第2位以下切り捨てる)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ファイダーシステムに係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載する。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等」と接続確保策については、地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載すること。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

地域公共交通確保維持事業により運行を行なう者(運行予定者)による運行系統の概要及び運行予定者(地域内ライダーシステム)

(共)

1. 区域運行の場合は、「経由地」に「営業区域を記すること」とし、「系統キロ程」について記載を要しない。
  2. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
  3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ファイーダー系統に係る特例措置の適用（別表9）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載する。
  4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
  5. 「接続する補助対象地域幹線系統等と接続確保率」については、地域内ファイーダー系統が接続する補助対象地域幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
  6. 本表に記載する運行予定期系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	佐賀市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	97,360
交通不便地域	6,249

#### 交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
5,284人	富士町、三瀬村	過疎地域
965人	大和町大字松瀬、大字梅野、大字名尾 及び大字八反原	振興山村

#### 国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
97,360	対象人口 × 120円 × 0.7 + 200万円	10,178,000円

#### (1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。  
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)(14))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

#### (2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図  
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

表6 車両の取得計画の概要(地域内ファイダー系統)

市區町村	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別		乗車員定員	購入年月	再編特例措置	購入等の種別
				イ	ロ				
佐賀市	1 (2) 杉山線	他8系統	小型車両			29	H29.1	一括	
佐賀市									
佐賀市									
佐賀市									
佐賀市									
佐賀市									
佐賀市									

(注)

- 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ハ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ファイダーシステムに係る特例措置の適用(別表9)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「〇」を記載する。
- 「購入年月」については、初年度については購入予定年月を記載すること。
- 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。